

法人税法施行規則の一部を改正する省令（令和三年財務省令第十六号）新旧対照表

改正後

（一般寄附金の損金算入限度額の計算上公益法人等から除かれる法人）

第二十二條の四 令第七十三條第一項第二号及び第三号（一般寄附金の損金算入限度額）に規定する財務省令で定める法人は、次に掲げる法人とする。

一 五 省 略

六 マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成十四年法律第七十八号）第五條第一項（マンション建替事業の施行）に規定するマンション建替組合、同法第十六條（マンション敷地売却事業の実施）に規定するマンション敷地売却組合及び同法第六十四條（敷地分割事業の実施）に規定する敷地分割組合

（公益の増進に著しく寄与する法人の証明書類等）

第二十四條 法第三十七條第九項（寄附金の損金不算入）に規定する財務省令で定める書類は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類とする。

一 令第七十七條第一号、第二号、第三号、第五号又は第六号（公益の増進に著しく寄与する法人の範囲）に掲げる法人に対して寄附金を支出した場合 当該寄附金が当該法人の主たる目的である業務に関連する法第三十七條第四項に規定する寄附金である旨の当該法人が証する書類及び当該法人が同号に掲げる法人に該当する旨の地方独立行政法人法（平成十五年法律第十八号）第六條第三項（財産的基礎）に規定する設立団体が証明した書類（当該寄附金を支出する日以前五年内に発行されたものに限る。）の写しとして当該法人から交付を受けたもの

二 令第七十七條第一号の二に掲げる法人に対して寄附金を支出した場合 当該寄附金が当該法人の主たる目的である業務に関連する法第三十七條第四項に規定する寄附金である旨の当該法人が証する書類及び当該法人が同号に掲げる法人に該当する旨の地方独立行政法人法（平成十五年法律第十八号）第六條第三項（財産的基礎）に規定する設立団体が証明した書類（当該寄附金を支出する日以前五年内に発行されたものに限る。）の写しとして当該法人から交付を受けたもの

三 令第七十七條第四号に掲げる法人に対して寄附金を支出した場合 当該寄附金が当該法人の主たる目的である業務に関連する法第三十七條第四項に規定する寄附金である旨の当該法人が証する書類及び当該法人が同号に掲げる法人に該当する旨の私立学校法（昭和二十四年法律第二百

改正前

（一般寄附金の損金算入限度額の計算上公益法人等から除かれる法人）

第二十二條の四 同上

一 五 同 上

六 マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成十四年法律第七十八号）第五條第一項（マンション建替事業の施行）に規定するマンション建替組合及び同法第十六條（マンション敷地売却事業の実施）に規定するマンション敷地売却組合

（公益の増進に著しく寄与する法人の証明書類等）

第二十四條 法第三十七條第九項（指定寄附金等の適用要件）に規定する財務省令で定める書類は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類とする。

一 令第七十七條第一号、第二号、第三号、第五号又は第六号（公益の増進に著しく寄与する法人の範囲）に掲げる法人に対して寄附金を支出した場合 当該寄附金が当該法人の主たる目的である業務に関連する法第三十七條第四項に規定する寄附金である旨の当該法人が証する書類及び当該法人が同号に掲げる法人に該当する旨の地方独立行政法人法（平成十五年法律第十八号）第六條第三項（財産的基礎）に規定する設立団体が証明した書類（当該寄附金を支出する日以前五年内に発行されたものに限る。）の写しとして当該法人から交付を受けたもの

二 令第七十七條第一号の二に掲げる法人に対して寄附金を支出した場合 当該寄附金が当該法人の主たる目的である業務に関連する寄附金である旨の当該法人が証する書類及び当該法人が同号に掲げる法人に該当する旨の地方独立行政法人法（平成十五年法律第十八号）第六條第三項（財産的基礎）に規定する設立団体が証明した書類（当該寄附金を支出する日以前五年内に発行されたものに限る。）の写しとして当該法人から交付を受けたもの

三 令第七十七條第四号に掲げる法人に対して寄附金を支出した場合 当該寄附金が当該法人の主たる目的である業務に関連する寄附金である旨の当該法人が証する書類及び当該法人が同号に掲げる法人に該当する旨の私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第四條（所轄庁）に規

七十号) 第四条(所轄庁)に規定する所轄庁が証明した書類(当該寄附金を支出する日以前五年内に発行されたものに限る。)の写しとして当該法人から交付を受けたもの

四 令第七十七条の四第三項(特定公益信託の要件等)の規定による認定を受けた特定公益信託(法第三十七条第六項に規定する特定公益信託をいう。)の信託財産とするために金銭を支出した場合 令第七十七条の四第三項に係る書類の写し(当該書類に記載されている同項の認定の日が当該金銭を支出する日以前五年内であるものの写しに限る。)

(国庫補助金等の対象となる助成金の使途)

第二十四条の二 令第七十九条第六号(国庫補助金等の範囲)に規定する財務省令で定める使途は、日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律施行規則(平成十年運輸省令第七十号) 附則第五条第一項第一号ロ(1)(機構の行う会社等への助成金の交付等の認可)に掲げる鉄道施設等の整備とする。

(有価証券の譲渡損益の発生する日)

第二十七条の三 法第六十一条の二第一項(有価証券の譲渡益又は譲渡損の益金又は損金算入)に規定する財務省令で定める事由は、次の各号に掲げる事由とし、同項に規定する財務省令で定める日は、当該各号に掲げる事由の区分に応じ当該各号に定める日とする。

一 五 省 略

六 自己を合併法人、分割承継法人、株式交換等完全親法人又は会社法第七百七十四条の三第一項第一号(株式交付計画)に規定する株式交付親会社とする合併、分割、株式交換等又は株式交付 当該合併、分割、株式交換等又は株式交付の日

七 九 省 略

十 その有していた株式(出資及び新株予約権(投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十七項(定義)に規定する新投資口予約権を含む。)

を含む。以下第十五号までにおいて同じ。)を発行した法人を被合併法人とする合併 当該合併の日

十一 十四 省 略

定する所轄庁が証明した書類(当該寄附金を支出する日以前五年内に発行されたものに限る。)の写しとして当該法人から交付を受けたもの

四 令第七十七条の四第三項(認定特定公益信託)の規定による認定を受けた特定公益信託(法第三十七条第六項(特定公益信託)に規定する特定公益信託をいう。)の信託財産とするために金銭を支出した場合 令第七十七条の四第三項に係る書類の写し(当該書類に記載されている同項の認定の日が当該金銭を支出する日以前五年内であるものの写しに限る。)

(国庫補助金等の対象となる助成金の使途)

第二十四条の二 令第七十九条第六号(国庫補助金等の範囲)に規定する財務省令で定める使途は、日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律施行規則(平成十年運輸省令第七十号) 附則第五条第一項第二号ロ(1)(機構の行う旅客鉄道株式会社等の鉄道施設等の更新等に係る無利子貸付)及び助成金の交付の認可)に掲げる鉄道施設等の整備とする。

(有価証券の譲渡損益の発生する日)

第二十七条の三 同上

一 五 同 上

六 自己を合併法人、分割承継法人又は株式交換等完全親法人とする合併、分割又は株式交換等 当該合併、分割又は株式交換等の日

七 九 同 上

十 その有していた株式(出資及び新株予約権(投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十七項(定義)に規定する新投資口予約権を含む。)

を含む。以下第十四号までにおいて同じ。)を発行した法人を被合併法人とする合併 当該合併の日

十一 十四 同 上

十五 その有していた株式を発行した法人を会社法第七百七十四条の第三
一項第一号に規定する株式交付子会社とする株式交付 当該株式交付の

日

十六 省 略
十七 省 略

（期中損金経理額の損金算入等に関する届出書の記載事項に係る書式）
第二十七条の十四

内国法人が次の各号に掲げる事項を記載した法又は租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の規定に基づく書類を提出する場合には、当該各号に掲げる事項の記載については、別表十三、別表十一（一）から別表十二（七）まで、別表十二（九）、別表十二（四）、別表十三（一）から別表十三（八）まで、別表十三（十）、別表十六（一）から別表十六（六）まで及び別表十六（八）から別表十六（十）までに定める書式によらなければならない。この場合において、第二十一条の二第四号（適格分割等により移転する減価償却資産に係る期中損金経理額の損金算入に関する届出書の記載事項）又は第二十一条の三第四号（適格分割等により引き継ぐ繰延資産に係る期中損金経理額の損金算入に関する届出書の記載事項）に掲げる事項をこれらの書式により記載するときは、第二十一条の二第四号に掲げる事項にあつては、その移転をする減価償却資産に係る記載すべき金額を令第十三条各号（減価償却資産の範囲）に掲げる資産の種類ごとに、かつ、償却の方法の異なるごとに区分し、その区分ごとに合計した金額を、第二十一条の三第四号に掲げる事項にあつては、その引継ぎをする繰延資産に係る記載すべき金額を令第十四条第一項各号（繰延資産の範囲）に掲げる繰延資産の種類ごとに区分し、その区分ごとに合計した金額を記載することができる。

一 省 略

二 租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号）第二十条の二十三第七号（準備金方式による特別償却）、第二十一条第六項第五号（海外投資等損失準備金）、第二十一条の五第五号（特定災害防止準備金）、第二十一条の十一第二項第五号（原子力発電施設解体準備金）、第二十一条の十二第二項第五号（保険会社等の異常危険準備金）、第二十一条の十三第五号（原子力保険又は地震保険に係る異常危険準備金）、第二十一条の十四第二項第五号（特定船舶に係る特別修繕準備金）、第二十一条の十五第七項第六号（探鉱準備金又は海外探鉱準備金）、

十五 同 上
十六 同 上

（期中損金経理額の損金算入等に関する届出書の記載事項に係る書式）
第二十七条の十四 同 上

一 同 上

二 租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号）第二十条の二十三第七号（準備金方式による特別償却）、第二十一条第六項第五号（海外投資等損失準備金）、第二十一条の五第五号（特定災害防止準備金）、第二十一条の十一第二項第五号（原子力発電施設解体準備金）、第二十一条の十二第二項第五号（保険会社等の異常危険準備金）、第二十一条の十三第五号（原子力保険又は地震保険に係る異常危険準備金）、第二十一条の十四第二項第五号（特定船舶に係る特別修繕準備金）、第二十一条の十五第七項第六号（探鉱準備金又は海外探鉱準備金）、

第二十二條の二第五項第七号、第九項第七号及び第十三項第七号（収用等に伴い代替資産を取得した場合等の課税の特例）、第二十二條の七第五項第六号及び第七項第六号（特定の資産の買換えの場合等の課税の特例）、第二十二條の八第二項第六号（特定の交換分合により土地等を得得した場合の課税の特例）、第二十二條の九第三項第六号（特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合の課税の特例）、第二十二條の九の二第二項第六号（平成二十一年及び平成二十二年に土地等の先行取得をした場合の課税の特例）並びに第二十二條の十七第三項第六号及び第四項第六号（転廃業助成金等に係る課税の特例）に掲げる事項

三〇五 省 略

六 租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十九年財務省令第二十四号）附則第十一条（特定の資産の買換えの場合等の課税の特例に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる同令第一条の規定による改正前の租税特別措置法施行規則第二十二條の七第六項第六号に掲げる事項

七〇十 省 略

十一 租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令（令和三年財務省令第二十一号）第一条の規定による改正前の租税特別措置法施行規則第二十二條の七第六項第六号及び第八項第六号（特定の資産の買換えの場合等の課税の特例）に掲げる事項

（確定申告書の添付書類）

第三十五条

法第七十四条第三項（確定申告）に規定する財務省令で定める書類は、次の各号に掲げるもの（当該各号に掲げるものが電磁的記録で作成され、又は当該各号に掲げるものの作成に代えて当該各号に掲げるものに記載すべき情報を記録した電磁的記録の作成がされている場合には、これらの電磁的記録に記録された情報の内容を記載した書類）とする。

一〇四 省 略

五 組織再編成（合併、分割、現物出資（新株予約権付社債に付された新株予約権の行使に伴う当該新株予約権付社債についての社債の給付を除く。）、法第十二条第十二号の五の二（定義）に規定する現物分配（次号において「現物分配」という。）、株式交換又は株式移転をいう。次号において同じ。）に係る合併契約書、分割契約書、分割計画書、株式交

第二十二條の二第五項第七号、第九項第七号及び第十三項第七号（収用等に伴い代替資産を取得した場合等の課税の特例）、第二十二條の七第六項第六号及び第八項第六号（特定の資産の買換えの場合等の課税の特例）、第二十二條の八第二項第六号（特定の交換分合により土地等を得得した場合の課税の特例）、第二十二條の九第三項第六号（特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合の課税の特例）、第二十二條の九の二第二項第六号（平成二十一年及び平成二十二年に土地等の先行取得をした場合の課税の特例）並びに第二十二條の十七第三項第六号及び第四項第六号（転廃業助成金等に係る課税の特例）に掲げる事項

三〇五 同 上

六 租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十九年財務省令第二十四号）附則第十一条（特定の資産の買換えの場合等の課税の特例に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる同令第一条の規定による改正前の租税特別措置法施行規則第二十二條の七第六項第六号及び第八項第六号に掲げる事項

七〇十 同 上

（確定申告書の添付書類）

第三十五条

同 上

一〇四 同 上

五 組織再編成（合併、分割、現物出資又は法第十二条第十二号の五の二（定義）に規定する現物分配（次号において「現物分配」という。）をいう。次号において同じ。）に係る合併契約書、分割契約書、分割計画書その他これらに類するものの写し

換契約書、株式移転計画書、株式交付計画書その他これらに類するもの写し

六 組織再編成（株式交換、株式移転及び株式交付を除く。）により当該組織再編成に係る合併法人、分割承継法人、被現物出資法人若しくは被現物分配法人その他の株主等に移転した資産若しくは負債の種類その他当該組織再編成に係る主要な事項又は組織再編成（現物分配にあつては、適格現物分配に限る。）により当該組織再編成に係る被合併法人、分割法人、現物出資法人、現物分配法人、株式交換完全子法人の株主、株式移転完全子法人の株主若しくは株式交付子会社（会社法第七百七十四条の三第一項第一号（株式交付計画）に規定する株式交付子会社をいう。以下この号において同じ。）の株主から移転を受けた資産若しくは負債の種類その他当該組織再編成に係る主要な事項に関する明細書（株式交付に係る株式交付子会社の株主から資産の移転を受けた場合には、当該株式交付子会社の株主に対して交付した株式その他の資産の数又は価額の算定の根拠を明らかにする事項を記載した書類を含む。）

（電子情報処理組織による申告）

第三十六条の三の二 法第七十五条の三第一項（電子情報処理組織による申告）の内国法人が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して同項に規定する申告書記載事項又は添付書類記載事項（以下この条においてそれぞれ「申告書記載事項」又は「添付書類記載事項」という。）を提供しようとする場合における届出その他の手続については、国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令（平成十五年財務省令第七十一号）第四条第一項から第三項まで及び第七項から第九項まで（事前届出等）の規定の例による。

2 省 略

3 法第七十五条の三第一項に規定する財務省令で定める方法は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ当該各号に定める方法とする。

一 省 略

二 添付書類記載事項 次に掲げる方法

イ 省 略

ロ 当該添付書類記載事項が記載された書類をスキャナにより読み取る方法その他これに類する方法により作成した情報通信技術を活用した

六 組織再編成により当該組織再編成に係る合併法人、分割承継法人、被現物出資法人若しくは被現物分配法人その他の株主等に移転した資産若しくは負債その他主要な事項又は当該組織再編成（現物分配にあつては、適格現物分配に限る。）に係る被合併法人、分割法人、現物出資法人若しくは現物分配法人から移転を受けた資産若しくは負債その他主要な事項に関する明細書

（電子情報処理組織による申告）

第三十六条の三の二 法第七十五条の三第一項（電子情報処理組織による申告）の内国法人が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して同項に規定する申告書記載事項又は添付書類記載事項（以下この条においてそれぞれ「申告書記載事項」又は「添付書類記載事項」という。）を提供しようとする場合における届出その他の手続については、国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令（平成十五年財務省令第七十一号）第四条（事前届出等）の規定の例による。

2 同 上

3 同 上

一 同 上

二 同 上

イ 同 上

ロ 当該添付書類記載事項が記載された書類をスキャナにより読み取る方法その他これに類する方法により作成した情報通信技術を活用した

行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第三条第七号（定義）に規定する電磁的記録（これらの方法により国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第五条第二項各号（電子情報処理組織による申請等）に掲げる要件を満たすように読み取り、又は作成したものに限り。）を法第七十五条の三第一項に規定する電子情報処理組織を使用して送信する方法（イに掲げる方法につき国税庁の使用に係る電子計算機において用いることができ、ない場合に限り。）

4 省 略

5 法第七十五条の三第一項ただし書に規定する財務省令で定める記録用の媒体は、添付書類記載事項の情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第三条第七号に規定する電磁的記録（当該電磁的記録をスキヤナにより読み取る方法その他これに類する方法により作成した場合にあつては、国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第五条第二項各号に掲げる要件を満たすように読み取り、又は作成したものに限り。）を記録した光ディスク、磁気テープ又は磁気ディスクとする。

6 省 略

7 法第七十五条の三第一項の内国法人が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して申告書記載事項又は添付書類記載事項を提供する場合には、当該内国法人は、国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第六条（第四号に係る部分を除く。）（申請等において氏名等を明らかにする措置）の規定の例により、その名称を明らかにしなければならない。

8 省 略

（個別益金額又は個別損金額の計算における届出等の規定の適用）

第三十七条 省 略

2 省 略

3 第二十七条の十四（期中損金経理額の損金算入等に関する届出書の記載事項に係る書式）の規定は、連結親法人が次に掲げる事項を記載した法第八十一条の三第一項（個別益金額又は個別損金額）の規定又は租税特別措置法第三章第十節から第二十五節までの規定に基づく書類を提出する場合

行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第三条第七号（定義）に規定する電磁的記録（これらの方法により国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第五条第二項第二号イ及びロ（電子情報処理組織による申請等）に掲げる要件を満たすように読み取り、又は作成したものに限り。）を法第七十五条の三第一項に規定する電子情報処理組織を使用して送信する方法（イに掲げる方法につき国税庁の使用に係る電子計算機において用いることができ、ない場合に限り。）

4 同 上

5 法第七十五条の三第一項ただし書に規定する財務省令で定める記録用の媒体は、添付書類記載事項の情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第三条第七号に規定する電磁的記録（当該電磁的記録をスキヤナにより読み取る方法その他これに類する方法により作成した場合にあつては、国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第五条第二項第二号イ及びロに掲げる要件を満たすように読み取り、又は作成したものに限り。）を記録した光ディスク、磁気テープ又は磁気ディスクとする。

6 同 上

7 法第七十五条の三第一項の内国法人が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して申告書記載事項又は添付書類記載事項を提供する場合には、当該内国法人は、国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第六条（申請等において氏名等を明らかにする措置）の規定の例により、その名称を明らかにしなければならない。

8 同 上

（個別益金額又は個別損金額の計算における届出等の規定の適用）

第三十七条 同 上

2 同 上

3 同 上

について準用する。

一 省 略

二 租税特別措置法施行規則第二十二條の四十四第八号（準備金方式による特別償却）、第二十二條の四十五第四項第六号（海外投資等損失準備金）、第二十二條の四十八第六号（特定災害防止準備金）、第二十二條の五十五第二項第六号（原子力発電施設解体準備金）、第二十二條の五十六第二項第六号（保険会社等の異常危険準備金）、第二十二條の五十七第六号（原子力保険又は地震保険に係る異常危険準備金）、第二十二條の五十八第二項第六号（特定船舶に係る特別修繕準備金）、第二十二條の五十九第七項第七号（探鉱準備金又は海外探鉱準備金）、第二十二條の六十四第四項第八号、第八項第八号及び第十二項第八号（収用等に伴い代替資産を取得した場合等の課税の特例）、第二十二條の六十九第五項第七号及び第七項第七号（特定の資産の買換えの場合等の課税の特例）、第二十二條の七十第二項第七号（特定の交換分合により土地等を取得した場合の課税の特例）、第二十二條の七十二第三項第七号（特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合の課税の特例）、第二十二條の七十三第二項第七号（平成二十一年及び平成二十二年に土地等の先行取得をした場合の課税の特例）並びに第二十二條の七十九第三項第七号及び第四項第七号（転廃業助成金等に係る課税の特例）に掲げる事項

三 五 省 略

六 租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十九年財務省令第二十四号）附則第十五條（連結法人の特定の資産の買換えの場合等の課税の特例に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる同令第一條の規定による改正前の租税特別措置法施行規則第二十二條の六十九第六項第七号に掲げる事項

七 九 省 略

十 租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令（令和三年財務省令第二十一号）第一條の規定による改正前の租税特別措置法施行規則第二十二條の六十九第六項第七号及び第八項第七号（特定の資産の買換えの場合等の課税の特例）に掲げる事項

（連結確定申告書の添付書類）

第三十七條の十二 法第八十一條の二十二第二項（連結確定申告）に規定す

一 同 上

二 租税特別措置法施行規則第二十二條の四十四第八号（準備金方式による特別償却）、第二十二條の四十五第四項第六号（海外投資等損失準備金）、第二十二條の四十八第六号（特定災害防止準備金）、第二十二條の五十五第二項第六号（原子力発電施設解体準備金）、第二十二條の五十六第二項第六号（保険会社等の異常危険準備金）、第二十二條の五十七第六号（原子力保険又は地震保険に係る異常危険準備金）、第二十二條の五十八第二項第六号（特定船舶に係る特別修繕準備金）、第二十二條の五十九第七項第七号（探鉱準備金又は海外探鉱準備金）、第二十二條の六十四第四項第八号、第八項第八号及び第十二項第八号（収用等に伴い代替資産を取得した場合等の課税の特例）、第二十二條の六十九第六項第七号及び第八項第七号（特定の資産の買換えの場合等の課税の特例）、第二十二條の七十第二項第七号（特定の交換分合により土地等を取得した場合の課税の特例）、第二十二條の七十二第三項第七号（特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合の課税の特例）、第二十二條の七十三第二項第七号（平成二十一年及び平成二十二年に土地等の先行取得をした場合の課税の特例）並びに第二十二條の七十九第三項第七号及び第四項第七号（転廃業助成金等に係る課税の特例）に掲げる事項

三 五 同 上

六 租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十九年財務省令第二十四号）附則第十五條（連結法人の特定の資産の買換えの場合等の課税の特例に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる同令第一條の規定による改正前の租税特別措置法施行規則第二十二條の六十九第六項第七号及び第八項第七号に掲げる事項

七 九 同 上

（連結確定申告書の添付書類）

第三十七條の十二 同 上

る財務省令で定める書類は、連結親法人及び連結子法人の次の各号に掲げるもの（当該各号に掲げるものが電磁的記録で作成され、又は当該各号に掲げるものの作成に代えて当該各号に掲げるものに記載すべき情報を記録した電磁的記録の作成がされている場合には、これらの電磁的記録に記録された情報の内容を記載した書類）とする。

一〇五 省 略

六 組織再編成（合併、分割、現物出資（新株予約権付社債に付された新株予約権の行使に伴う当該新株予約権付社債についての社債の給付を除く。）、法第二条第十二号の五の二（定義）に規定する現物分配（次号において「現物分配」という。）、株式交換又は株式移転をいう。次号において同じ。）に係る合併契約書、分割契約書、分割計画書、株式交換契約書、株式移転計画書、株式交付計画書その他これらに類するものの写し

七 組織再編成（株式交換、株式移転及び株式交付を除く。）により当該組織再編成に係る合併法人、分割承継法人、被現物出資法人若しくは被現物分配法人その他の株主等に移転した資産若しくは負債の種類その他当該組織再編成に係る主要な事項又は組織再編成（現物分配にあつては、適格現物分配に限る。）により当該組織再編成に係る被合併法人、分割法人、現物出資法人、現物分配法人、株式交換完全子法人の株主、株式移転完全子法人の株主若しくは株式交付子会社（会社法第七百七十四条の三第一項第一号（株式交付計画）に規定する株式交付子会社をいう。以下この号において同じ。）の株主から移転を受けた資産若しくは負債の種類その他当該組織再編成に係る主要な事項に関する明細書（株式交付に係る株式交付子会社の株主から資産の移転を受けた場合には、当該株式交付子会社の株主に対して交付した株式その他の資産の数又は価額の算定の根拠を明らかにする事項を記載した書類を含む。）

（電子情報処理組織による申告）

第三十七条の十五の二 法第八十一条の二十四の二第一項（電子情報処理組織による申告）の連結親法人が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して同項に規定する申告書記載事項又は添付書類記載事項（以下この条においてそれぞれ「申告書記載事項」又は「添付書類記載事項」という。）を提供しようとする場合における届出その他の手続につ

一〇五 同 上

六 組織再編成（合併、分割、現物出資又は法第二条第十二号の五の二（定義）に規定する現物分配（次号において「現物分配」という。）をいう。次号において同じ。）に係る合併契約書、分割契約書、分割計画書その他これらに類するものの写し

七 組織再編成により当該組織再編成に係る合併法人、分割承継法人、被現物出資法人若しくは被現物分配法人その他の株主等に移転した資産若しくは負債その他主要な事項又は当該組織再編成（現物分配にあつては、適格現物分配に限る。）に係る被合併法人、分割法人、現物出資法人若しくは現物分配法人から移転を受けた資産若しくは負債その他主要な事項に関する明細書

（電子情報処理組織による申告）

第三十七条の十五の二 法第八十一条の二十四の二第一項（電子情報処理組織による申告）の連結親法人が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して同項に規定する申告書記載事項又は添付書類記載事項（以下この条においてそれぞれ「申告書記載事項」又は「添付書類記載事項」という。）を提供しようとする場合における届出その他の手続につ

ては、国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第四条第一項から第三項まで及び第七項から第九項まで（事前届出等）の規定の例による。

2 省 略

3 法第八十一条の二十四の二第一項に規定する財務省令で定める方法は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ当該各号に定める方法とする。

一 省 略

二 添付書類記載事項 次に掲げる方法

イ 省 略

ロ 当該添付書類記載事項が記載された書類をスキヤナにより読み取る方法その他これに類する方法により作成した情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第三条第七号（定義）に規定する電磁的記録（これらの方法により国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第五条第二項各号（電子情報処理組織による申請等）に掲げる要件を満たすように読み取り、又は作成したものに限る。）を法第八十一条の二十四の二第一項に規定する電子情報処理組織を使用して送信する方法（イに掲げる方法につき国税庁の使用に係る電子計算機において用いることができない場合に限る。）

4 省 略

5 法第八十一条の二十四の二第一項ただし書に規定する財務省令で定める記録用の媒体は、添付書類記載事項の情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第三条第七号に規定する電磁的記録（当該電磁的記録をスキヤナにより読み取る方法その他これに類する方法により作成した場合にあつては、国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第五条第二項各号に掲げる要件を満たすように読み取り、又は作成したものに限る。）を記録した光ディスク、磁気テープ又は磁気ディスクとする。

6 省 略

7 法第八十一条の二十四の二第一項の連結親法人が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して申告書記載事項又は添付書類記載事項を提供する場合には、当該連結親法人は、国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第六条（第四号に係る部分を

ては、国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第四条（事前届出等）の規定の例による。

2 同 上

3 同 上

一 同 上

二 同 上

イ 同 上

ロ 当該添付書類記載事項が記載された書類をスキヤナにより読み取る方法その他これに類する方法により作成した情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第三条第七号（定義）に規定する電磁的記録（これらの方法により国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第五条第二項第二号イ及びロ（電子情報処理組織による申請等）に掲げる要件を満たすように読み取り、又は作成したものに限る。）を法第八十一条の二十四の二第一項に規定する電子情報処理組織を使用して送信する方法（イに掲げる方法につき国税庁の使用に係る電子計算機において用いることができない場合に限る。）

4 同 上

5 法第八十一条の二十四の二第一項ただし書に規定する財務省令で定める記録用の媒体は、添付書類記載事項の情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第三条第七号に規定する電磁的記録（当該電磁的記録をスキヤナにより読み取る方法その他これに類する方法により作成した場合にあつては、国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第五条第二項第二号イ及びロに掲げる要件を満たすように読み取り、又は作成したものに限る。）を記録した光ディスク、磁気テープ又は磁気ディスクとする。

6 同 上

7 法第八十一条の二十四の二第一項の連結親法人が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して申告書記載事項又は添付書類記載事項を提供する場合には、当該連結親法人は、国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第六条（申請等において氏名

除く。) (申請等において氏名等を明らかにする措置) の規定の例により、その名称を明らかにしなければならない。

8 省 略

(個別帰属額等の届出)

第三十七条の十七 法第八十一条の二十五第一項(個別帰属額等の届出)に規定する財務省令で定める書類は、次の各号に掲げるもの(当該各号に掲げるものが電磁的記録で作成され、又は当該各号に掲げるものの作成に代えて当該各号に掲げるものに記載すべき情報を記録した電磁的記録の作成がされている場合には、これらの電磁的記録に記録された情報の内容を記載した書類)とする。

一 四 省 略

五 組織再編成(合併、分割、現物出資(新株予約権付社債に付された新株予約権の行使に伴う当該新株予約権付社債についての社債の給付を除く。)、法第十二条第十二号の五の二(定義)に規定する現物分配(次号において「現物分配」という。)、株式交換又は株式移転をいう。次号において同じ。)に係る合併契約書、分割契約書、分割計画書、株式交換契約書、株式移転計画書、株式交付計画書その他これらに類するものの写し

六 組織再編成(株式交換、株式移転及び株式交付を除く。)により当該組織再編成に係る合併法人、分割承継法人、被現物出資法人若しくは被現物分配法人に移転した資産若しくは負債の種類その他当該組織再編成に係る主要な事項又は組織再編成(現物分配にあつては、適格現物分配に限る。)により当該組織再編成に係る被合併法人、分割法人、現物出資法人、現物分配法人、株式交換完全子法人の株主、株式移転完全子法人の株主若しくは株式交付子会社(会社法第七百七十四条の三第一項第一号(株式交付計画)に規定する株式交付子会社をいう。以下この号において同じ。)の株主から移転を受けた資産若しくは負債の種類その他当該組織再編成に係る主要な事項に関する明細書(株式交付に係る株式交付子会社の株主から資産の移転を受けた場合には、当該株式交付子会社の株主に対して交付した株式その他の資産の数又は価額の算定の根拠を明らかにする事項を記載した書類を含む。)

2

法第八十一条の二十五第二項に規定する財務省令で定める方法は、次の

等を明らかにする措置) の規定の例により、その名称を明らかにしなければならない。

8 同 上

(個別帰属額等の届出)

第三十七条の十七 同 上

一 四 同 上

五 組織再編成(合併、分割、現物出資又は法第十二条第十二号の五の二(定義)に規定する現物分配(次号において「現物分配」という。)をいう。次号において同じ。)に係る合併契約書、分割契約書、分割計画書その他これらに類するものの写し

六 組織再編成により当該組織再編成に係る合併法人、分割承継法人、被現物出資法人若しくは被現物分配法人に移転した資産若しくは負債その他主要な事項又は当該組織再編成(現物分配にあつては、適格現物分配に限る。)に係る被合併法人、分割法人、現物出資法人若しくは現物分配法人から移転を受けた資産若しくは負債その他主要な事項に関する明細書

2

同 上

各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める方法とする。

一 法第八十一条の二十四の二第一項（電子情報処理組織による申告）又は地方税法（平成二十六年法律第十一号）第十九条の二第一項（電子情報処理組織による申告）の規定により各連結事業年度の連結所得に對する法人税の申告又は各課税事業年度（同法第七条（課税事業年度）に規定する課税事業年度をいう。）の同法第六条第三号（基準法人税額）に定める基準法人税額に對する地方税法の申告（次号において「法人税等の申告」という。）を行つた場合 次に掲げる方法

イ 省 略

ロ 届出書等記載事項が記載された書類をスキャナにより読み取る方法
その他これに類する方法により作成した情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第三条第七号（定義）に規定する電磁的記録（これらの方法により国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第五条第二項各号（電子情報処理組織による申請等）に掲げる要件を満たすように読み取り、又は作成したものに限り。次号ロにおいて「届出書等記載事項の画像読取電磁的記録」という。）を法第八十一条の二十四の二第一項又は地方税法第十九条の二第一項に規定する電子情報処理組織を使用して送信する方法（イに掲げる方法につき国税庁の使用に係る電子計算機において用いることができない場合に限る。）

ハ 届出書等記載事項の情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第三条第七号に規定する電磁的記録（当該電磁的記録をスキャナにより読み取る方法その他これに類する方法により作成した場合にあつては、国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第五条第二項各号に掲げる要件を満たすように読み取り、又は作成したものに限り。次号ハにおいて「届出書等記載事項の収録適合電磁的記録」という。）を記録した光ディスク、磁気テープ又は磁気ディスクを提出する方法

二 省 略

3 省 略

4 届出書等記載事項を第二項各号に定める方法により送信し、又は提出する場合におけるその送信又は提出に関するファイル形式については、第三十七条の十五の二第六項（電子情報処理組織による申告）若しくは地方

一 同 上

イ 同 上

ロ 届出書等記載事項が記載された書類をスキャナにより読み取る方法
その他これに類する方法により作成した情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第三条第七号（定義）に規定する電磁的記録（これらの方法により国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第五条第二項第二号イ及びロ（電子情報処理組織による申請等）に掲げる要件を満たすように読み取り、又は作成したものに限り。次号ロにおいて「届出書等記載事項の画像読取電磁的記録」という。）を法第八十一条の二十四の二第一項又は地方税法第十九条の二第一項に規定する電子情報処理組織を使用して送信する方法（イに掲げる方法につき国税庁の使用に係る電子計算機において用いることができない場合に限る。）

ハ 届出書等記載事項の情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第三条第七号に規定する電磁的記録（当該電磁的記録をスキャナにより読み取る方法その他これに類する方法により作成した場合にあつては、国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第五条第二項第二号イ及びロに掲げる要件を満たすように読み取り、又は作成したものに限り。次号ハにおいて「届出書等記載事項の収録適合電磁的記録」という。）を記録した光ディスク、磁気テープ又は磁気ディスクを提出する方法

二 同 上

3 同 上

4 届出書等記載事項を第二項各号に定める方法により送信し、又は提出する場合におけるその送信又は提出に関するファイル形式については、第三十七条の十五の二第六項（電子情報処理組織による申告）若しくは地方

人税法施行規則（平成二十六年財務省令第二十二号）第八条第六項（電子情報処理組織による申告）又は国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第五条第四項の規定により国税庁長官が定めるところによる。

5 省 略

（確定申告書の添付書類）

第六十一条の五 法第百四十四条の六第三項（確定申告）に規定する財務省令で定める書類は、次の各号に掲げる申告書の区分に応じ当該各号に定めるもの（当該各号に定めるものが電磁的記録で作成され、又は当該各号に定めるものの作成に代えて当該各号に定めるものに記載すべき情報を記録した電磁的記録の作成がされている場合には、これらの電磁的記録に記録された情報の内容を記載した書類）とする。

一 法第百四十四条の六第一項に規定する申告書 次に掲げる書類

イハ 省 略

二 組織再編成（合併、分割、現物出資（新株予約権付社債に付された新株予約権の行使に伴う当該新株予約権付社債についての社債の給付を除く。）、法第十二号の五の二（定義）に規定する現物分配（ホ及び次号ホにおいて「現物分配」という。）、株式交換又は株式移転をいう。ホ及び次号において同じ。）に係る合併契約書、分割契約書、分割計画書、株式交換契約書、株式移転計画書その他これらに類するものの写し

ホ 組織再編成（株式交換及び株式移転を除く。）により当該組織再編成に係る合併法人、分割承継法人、被現物出資法人若しくは被現物分配法人その他の株主等に移転した資産若しくは負債の種類その他当該組織再編成に係る主要な事項又は組織再編成（現物分配を除く。）により当該組織再編成に係る被合併法人、分割法人、現物出資法人、株式交換完全子法人の株主若しくは株式移転完全子法人の株主から移転を受けた資産若しくは負債の種類その他当該組織再編成に係る主要な事項に関する明細書

ヘチ 省 略

二 法第百四十四条の六第二項に規定する申告書 次に掲げる書類

イハ 省 略

人税法施行規則（平成二十六年財務省令第二十二号）第八条第六項（電子情報処理組織による申告）又は国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第五条第三項の規定により国税庁長官が定めるところによる。

5 同 上

（確定申告書の添付書類）

第六十一条の五 同 上

一 同 上

イハ 同 上

二 組織再編成（合併、分割、現物出資又は法第十二号の五の二（定義）に規定する現物分配（ホ及び次号ホにおいて「現物分配」という。）をいう。ホ及び次号において同じ。）に係る合併契約書、分割契約書、分割計画書その他これらに類するものの写し

ホ 組織再編成により当該組織再編成に係る合併法人、分割承継法人、被現物出資法人若しくは被現物分配法人その他の株主等に移転した資産若しくは負債その他主要な事項又は当該組織再編成（現物分配を除く。）に係る被合併法人、分割法人若しくは現物出資法人から移転を受けた資産若しくは負債その他主要な事項に関する明細書

ヘチ 同 上

二 同 上

イハ 同 上

ニ 組織再編成に係る合併契約書、分割契約書、分割計画書、株式交換契約書、株式移転計画書その他これらに類するものの写し
ホ 組織再編成（株式交換及び株式移転を除く。）により当該組織再編成に係る合併法人、分割承継法人、被現物出資法人若しくは被現物分配法人その他の株主等に移転した資産若しくは負債の種類その他当該組織再編成に係る主要な事項又は組織再編成（現物分配を除く。）により当該組織再編成に係る被合併法人、分割法人、現物出資法人、株式交換完全子法人の株主若しくは株式移転完全子法人の株主から移転を受けた資産若しくは負債の種類その他当該組織再編成に係る主要な事項に関する明細書
へ・ト 省略

別表十七(二)の二付表二、別表十七の二(四)付表 省略

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、令和三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 別表十七(二)の二付表二の記載要領の改正規定、別表十七(二)の五の記載要領第六号(1)の改正規定、別表十七(二)の五付表の記載要領の改正規定、別表十七の二(二)付表二の記載要領の改正規定、別表十七の二(四)の記載要領の改正規定及び別表十七の二(四)付表の記載要領の改正規定 令和三年三月三十一日
- 二 第三十六条の三の二第一項の改正規定、同条第七項の改正規定、第三十七条の十五の二第一項の改正規定及び同条第七項の改正規定 令和四年一月一日
- 三 第二十二條の四第六号の改正規定、マンションの管理の適正化の推進に関する法律及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部を改正する法律（令和二年法律第六十二号）の施行の日

(経過措置の原則)

第二条 別段の定めがあるものを除き、改正後の法人税法施行規則（次条に

ニ 組織再編成に係る合併契約書、分割契約書、分割計画書その他これらに類するものの写し
ホ 組織再編成により当該組織再編成に係る合併法人、分割承継法人、被現物出資法人若しくは被現物分配法人その他の株主等に移転した資産若しくは負債その他主要な事項又は当該組織再編成（現物分配を除く。）に係る被合併法人、分割法人若しくは現物出資法人から移転を受けた資産若しくは負債その他主要な事項に関する明細書
へ・ト 同上

において「新規則」という。)の規定は、この省令の施行の日(以下「施行日」という。)以後に行われる合併、分割、現物出資、法人税法第二条第十二号の五の二に規定する現物分配、株式交換、株式移転又は株式交付(以下この条において「合併等」という。)について適用し、施行日前に行われた合併等については、なお従前の例による。

(公益の増進に著しく寄与する法人の証明書類等に関する経過措置)

第三条 新規則第二十四条の規定は、法人(人格のない社団等を含む。以下この条において同じ。)が施行日以後に支出する寄附金について適用し、法人が施行日前に支出した寄附金については、なお従前の例による。